

## 第1章 はじめに

---

### 第1節 手引の背景

---

「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号。以下「基本法」という。)が制定されました。基本法は、地理空間情報の位置の基準となる基盤地図情報の整備・更新と利活用を、国及び地方公共団体の連携により進め、最終的には地理空間情報を高度に活用する社会を実現することを趣旨としています。

基盤地図情報の整備・更新と利活用にあたっては、基盤地図情報の元となる地理空間情報を扱う各機関・各部局が連携・協力し、基盤地図情報が常に新鮮・高精度に維持されていることが求められます。それによりはじめて、各行政機関における基盤地図情報の利用効果が最大限に発揮されます。事実、国土地理院の試算では、適切にメンテナンスされた基盤地図情報を利用することで、地方公共団体における法定図書の更新費用が2～3割削減できると見込まれています。このため、地理空間情報を扱う各機関・各部局が、基盤地図情報を位置の基準として活用する、整備した地理空間情報は流通させるなど、連携・協力のそれぞれの役割を再認識するとともに、地域の状況にあわせた取組を実施していただくことが重要となっています。

国土地理院では基本法成立を受けて、平成19年度より基盤地図情報整備事業を開始し、国及び地方公共団体等の既存の公共測量成果を集約して、基盤地図情報を整備、インターネット無償提供するだけでなく、基盤地図情報をより広く活用していただけるよう、各種技術支援にも取り組んでいます。

この度取りまとめた「基盤地図情報を利用した地理空間情報整備のための手引」(以下「手引」という。)は、基盤地図情報を位置の基準として共通利用して、法定図書等の地理空間情報を整備・更新する際に役立てていただけるよう、その手順や利活用効果等について解説・紹介したものです。

なお、本手引は国土地理院が平成20～21年度に中部圏を対象に実施した「広域における地理空間情報の整備・更新モデル検討業務」の検討結果をもとに、地方公共団体の担当者が公共測量成果等を扱う上で参考となるよう取りまとめたものであり、国及び地方公共団体等の皆様にご活用いただくことを想定しております。

公共測量成果等の地理空間情報を整備されている皆様の、これまでのご理解とご協力に感謝しますとともに、引き続きの連携、ご協力をお願いいたします。



図 1-1 地理空間情報高度活用社会の実現と目指すべき連携の枠組

## 第2節 手引の構成

---

本手引の構成は以下のとおりです。

### 第1章 はじめに

本手引策定の背景と構成、本手引で使用する用語の定義について説明しています。

### 第2章 関係法令と施策

地理空間情報の整備・更新の根幹である「基本法」及び「測量法（昭和24年法律第188号）」の考え方を示した上で、基盤地図情報について説明しています。また、基盤地図情報に係る国・地方公共団体に期待されている役割や、その他の関連施策について説明しています。

### 第3章 基盤地図情報項目を含む地理空間情報の整備・更新

基盤地図情報の整備・更新で重要な鍵となる公共測量の手續等について説明しています。

基盤地図情報の整備・更新の工程を、「計画」、「整備・更新」、「管理・提供」に分け、各段階において必要となる公共測量の手續や留意すべき事項を説明しています。

また、基盤地図情報の整備・更新を、国及び地方公共団体の担当者が連携して推進していくための役割を具体的に説明しています。特に、国及び地方公共団体が整備する地理空間情報のうち、都市計画部門、道路部門、建物に関する部門について業務フローを示し説明しています。

### 第4章 基盤地図情報の利活用について

国及び地方公共団体の担当者が、基盤地図情報を位置の基準として利用して地理空間情報を整備・更新する際に遵守すべき事項を説明するとともに、基盤地図情報の利活用効果について事例をあげて紹介しています。

### 第5章 地域連携による利活用の促進

基盤地図情報を効率的かつ効果的に整備・利用するために必要な「地域連携のあり方」、「進め方」を説明しています。

### 第6章 巻末資料

なお、本手引では第3章において、都市計画、道路、建物に関する各部門について業務フローを示していますが、それら測量成果を利活用し基盤地図情報に調製する際の具体的な手順については、国土地理院で実施している基盤地図情報整備の手法を前提としています。国及び地方公共団体が基盤地図情報を独自に整備する場合は、国土地理院の各地方測量部又は下記に相談していただけると幸いです。

基盤地図情報問合せ窓口（メールアドレス） [fgd-q@gsi.go.jp](mailto:fgd-q@gsi.go.jp)

### 第3節 用語の使い方及び定義

---

本手引で使用する用語の使い方及び定義は以下のとおりです。本節以外に、巻末資料に一般的に使用されているものの、測量用語などで難解なものについて用語集を付していますので、不明な場合は参照してください。

#### 家屋現況図

地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第3項において「市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない」とされています。これに基づき、地方公共団体が固定資産税の課税客体(土地及び家屋)資料の整備を行うために、航空写真などを利用し正確かつ効率的に把握するために必要な「地番現況図」と併せて作成します。法において明確な呼称が規定されておらず、地方公共団体においては「家屋図」「土地家屋現況図」「家屋現況図」など様々に呼称されていますが、本手引では「家屋現況図」に統一して使っています。

#### (基盤地図情報の)整備・更新

整備済みの基盤地図情報に対する更新（修正測量）を指します。

#### 原典データ

原典データとは、国、地方公共団体等が作成している地理空間情報で、基盤地図情報の位置精度を満たすもののうち、国土地理院が基盤地図情報を整備・更新するための元データとして測量計画機関に複製・使用の申請を行い、提供を受けた地理空間情報のことをいいます。原典データは必ずしも基盤地図情報の13項目すべてが含まれている必要はありません。

#### 工事竣工図

工事竣工図とは、工事中に発生した設計変更などをもとに設計図を修正し、実際に竣工した道路を正確に表した図面のことをいいます。一般的に工事竣工図は上下水道工事や建築に、工事完成図は道路及び河川工事で使用している場合が多いですが、本手引では、工事竣工図以外に利用可能な図書として工事完成図も含むとして使っています。

#### 数値地形図データ

公共測量「作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）」に定める「数値地形図データファイル仕様」に基づく形式で作成された地図データを指します。「デジタルマッピング」「DM」（ディー・エム）などとも呼ばれていますが、本手引では「数値地形図データ」に統一して使っています。

### スパイラルアップ

一般的にはPDCAサイクルを前提に継続的に改善することやその仕組みを指しますが、本手引では初期整備された基盤地図情報を、最新の都市計画基本図や道路工事竣工図（工事完成図）等を用いて更新（修正測量）することで、鮮度を確保しつつ、より位置精度の高い基盤地図情報へと品質を向上させていくことを指します。

### 道路台帳（平面図）

道路法（昭和27年法律第180号）第28条、同法施行規則（昭和27年8月建設省令第25号）第4条第2項で「道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。」とされ、同条同項第4号において、「図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した1/1,000以上の平面図（法第47条の6の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。」とされています。このように道路台帳の図面については名称を明確に規定しておらず、「道路台帳図」「道路台帳附図」などとも呼ばれています。本手引では、縦断図、横断定規図を除く平面図に限定した「道路台帳（平面図）」に統一して使っています。

### 都市計画基本図

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条に定める「都市計画に関する基礎調査」を行うに当たって必要となる地形図（縮尺1/2,500以上）、都市計画法第14条に定める「都市計画図書」（次項参照）の白図（背景図）として使用されています。地方公共団体では概ね5年に1度、地形図の更新を行っています。都市計画基本図は、作成方法が従来、アナログ方式であったのが数値地形図方式へ移行することにより、より精度が高く汎用性のある地理空間情報の元データとなっています。都市計画に関する図書が多数あることから、一般的には次項の都市計画図と混同されて呼ばれていますが、本手引では白図（背景図）を「都市計画基本図」に統一して使っています。

### 都市計画図

都市計画法第14条に定める「都市計画図書」（総括図、市街化区域等の計画図）のことをいいます。縮尺1/2,500以上の地形図を白図（背景図）に、主な都市計画を記入した図面を都市計画図といいます。主な都市計画とは、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、防火地域、準防火地域、高度地区、都市計画道路の計画線などです。

### 法定図書

一般的には法令で整備し保管することが定められている図書としての台帳（書類）やその附図等のことです。例えば、道路法第28条によって、「道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない」と定められており、同様に都市計画図、下水道台帳等がそれぞれの法律により整備し保管することが定められています。本手引では特に、基盤地図情報の整備・更新に活用が期待できる精度の高い地図及び設計図などの図面に限定して使っています。